Ｋ０９０－２　風棘手術	990点
Ｋ０９１　陥入爪手術	
１　簡単なもの	1,400点
２　爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490点
Ｋ０９２　削除	
Ｋ０９３　手根管開放手術	4,110点
Ｋ０９３－２　関節鏡下手根管開放手術	9,230点
Ｋ０９４　足三関節固定（ランブリヌディ）手術	19,500点
Ｋ０９５　削除	
Ｋ０９６　手掌、足底腱膜切離・切除術	2,750点
Ｋ０９７　手掌、足底異物摘出術	3,190点
Ｋ０９８　手掌屈筋腱縫合術	8,530点
Ｋ０９９　指瘢痕拘縮手術	5,290点
Ｋ０９９－２　デュプイトレン拘縮手術	
１　１指	8,020点
２　２指から３指	17,290点
３　４指以上	22,880点
Ｋ１００　多指症手術	
１　軟部形成のみのもの	2,640点
２　骨関節、腱の形成を要するもの	10,190点
Ｋ１０１　合指症手術	
１　軟部形成のみのもの	5,630点
２　骨関節、腱の形成を要するもの	10,700点
Ｋ１０１－２　指癒着症手術	
１　軟部形成のみのもの	5,630点
２　骨関節、腱の形成を要するもの	10,700点
Ｋ１０２　巨指症手術	
１　軟部形成のみのもの	6,410点
２　骨関節、腱の形成を要するもの	11,840点
Ｋ１０３　屈指症手術、斜指症手術	
１　軟部形成のみのもの	8,850点
２　骨関節、腱の形成を要するもの	11,840点
Ｋ１０４　削除	
Ｋ１０５　裂手、裂足手術	19,500点
Ｋ１０６　母指化手術	24,900点
Ｋ１０７　指移植手術	63,750点
Ｋ１０８　母指対立再建術	12,810点
Ｋ１０９　神経血管柄付植皮術（手、足）	31,650点
Ｋ１１０　第四足指短縮症手術	9,060点
Ｋ１１０－２　第一足指外反症矯正手術	9,060点
Ｋ１１１　削除	
（脊柱、骨盤）	
Ｋ１１２　腸骨窩膿瘍切開術	4,670点
Ｋ１１３　腸骨窩膿瘍掻爬術	8,920点
Ｋ１１４及びＫ１１５　削除	
Ｋ１１６　脊椎、骨盤骨掻爬術	13,520点
Ｋ１１７　脊椎脱臼 非観血的整復術	2,570点
Ｋ１１７－２　頸椎非観血的整復術	2,570点
Ｋ１１７－３　椎間板ヘルニア徒手整復術	2,570点
Ｋ１１８　脊椎、骨盤脱臼 観血的手術	21,700点
Ｋ１１９　仙腸関節脱臼 観血的手術	18,710点
Ｋ１２０　恥骨結合離開観血的手術	6,430点
Ｋ１２０－２　恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580点
Ｋ１２１　骨盤骨折非観血的整復術	2,570点
Ｋ１２２及びＫ１２３　削除	
Ｋ１２４　腸骨翼骨折観血的手術	12,120点
Ｋ１２５　骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折を除く。）	22,450点
Ｋ１２６　脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）	
１　棘突起、腸骨翼	3,150点
２　その他のもの	4,510点
Ｋ１２７　削除	
Ｋ１２８　脊椎、骨盤内異物（挿入物）除去術	9,820点
Ｋ１２９及びＫ１３０　削除	
Ｋ１３１　椎弓切除術	12,100点
注　２椎弓以上について切除を行う場合は、１椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。	
Ｋ１３１－２　内視鏡下椎弓切除術	12,100点
注　２椎弓以上について切除を行う場合は、１椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。	
Ｋ１３２　椎弓形成手術	21,700点
注　２椎弓以上について形成を行う場合は、１椎弓を増すごとに所定点数に10,850点を加算する。ただし、加算点数は43,400点を限度とする。	
Ｋ１３３　黄色靱帯骨化症手術	22,100点
Ｋ１３４　椎間板摘出術	
１　前方摘出術	26,780点
２　後方摘出術	18,090点
３　側方摘出術	21,700点
４　経皮的髄核摘出術	12,930点
注　２について、２以上の椎間板の摘出を行う場合には、１椎間を増すごとに所定点数に9,045点を加算する。ただし、加算点数は36,180点を限度とする。	
Ｋ１３４－２　内視鏡下椎間板摘出（切除）術	
１　前方摘出術	50,400点
２　後方摘出術	25,800点
Ｋ１３５　脊椎、骨盤腫瘍切除術	25,610点
Ｋ１３６　脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	46,650点